

# 改正労働安全衛生法の施行と行政施策の推進

---

～平成27年度安全衛生技術講演会～

平成27年9月

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課 安達 栄

# 本日の内容

---

## I 労働災害の動向とその防止に向けた最近の対策

(I) 労働災害の動向

(II) STOP！転倒災害プロジェクト2015

## II 労働安全衛生法の改正等

(I) ストレスチェック及び面接指導の実施

(II) 化学物質のリスクアセスメントの実施

(III) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

(IV) 労働安全衛生に関する優良企業公表制度

# I 労働災害の動向とその防止に向けた最近の対策

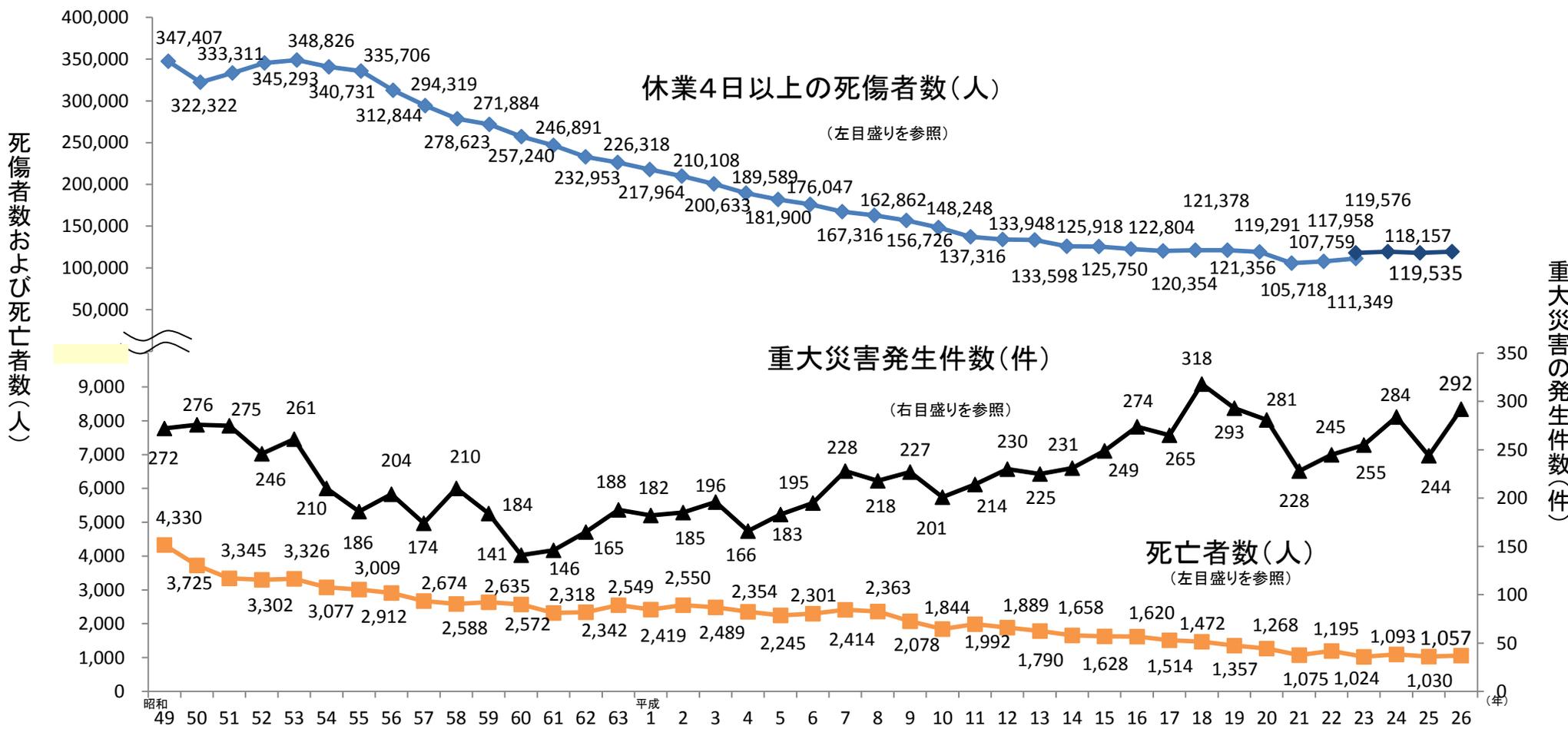
## (I) 労働災害の動向

### 概要

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、平成26年は再び増加に転じた。  
死亡者数も、長期的には減少傾向にあるものの、依然として1,000人を超える水準で推移。
- 平成26年は、上半期の大幅な災害増加を受け、8月に緊急要請を実施。その結果、下半期においては、平成25年同期に比べ災害は減少したが、上半期の増加分が大きかったことにより、通年では増加。
- 精神障害に関する事案の労災請求件数は増加傾向にあり、平成26年度は、1,456件で過去最多。  
また、脳血管疾患、心臓疾患の労災請求件数は、依然として高い水準。

# 1. 労働災害発生状況の推移

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向
- 死亡者数も、長期的には減少傾向にあるものの、近年依然として1,000人を超える水準で推移
- 重大災害は、平成25年は4年ぶりに前年を下回ったが、平成26年は再び増加に転じた。

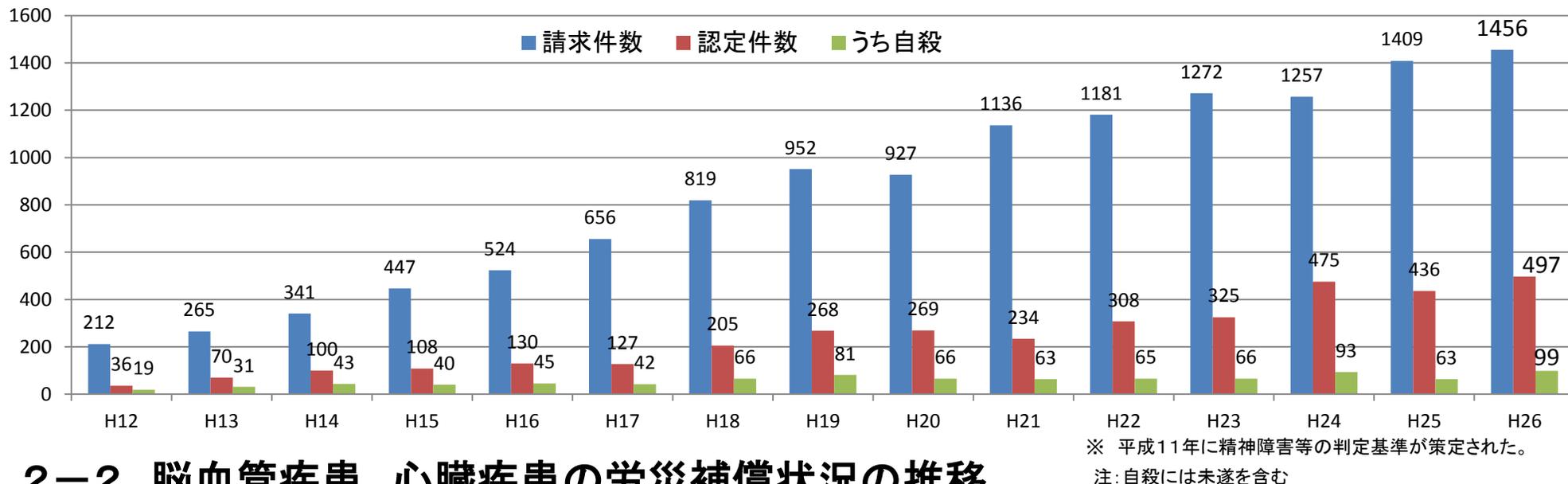


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、重大災害報告、死亡災害報告より作成  
平成24年からは、労働者死傷病報告、重大災害報告、死亡災害報告より作成

重大災害の発生件数(件)

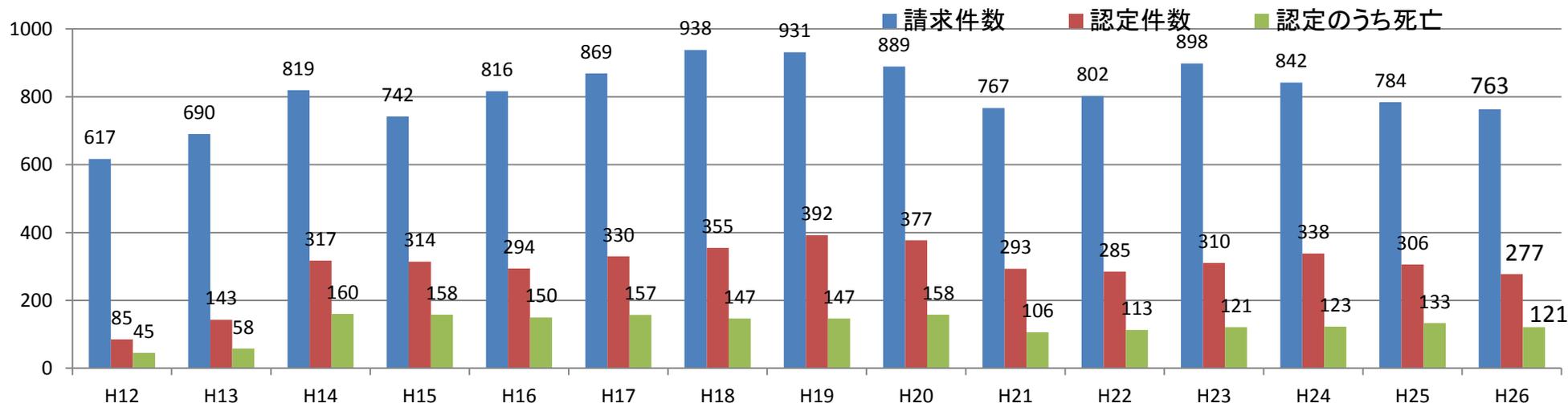
## 2-1. 精神障害等の労災補償状況の推移

- 精神障害に関する事案の労災請求件数は増加傾向、平成26年度は、**1,456件で過去最多**



## 2-2. 脳血管疾患、心臓疾患の労災補償状況の推移

- 脳血管疾患、心臓疾患の労災請求件数は、過去最多の平成18年度以降、依然として高水準



### 3. 平成26年上半期の労働災害発生状況

【平成26年(1月～6月末まで)労働災害発生状況】

○平成26年上半期は前年同期に比べ、労働災害が大幅に増加。

\* 死亡災害は、18.6%の大幅な増加。

\* 休業4日以上の死傷災害も、3.2%の増加。

※ 業種別に見ると、製造業、建設業、陸上貨物運送事業及び第三次産業（小売業、社会福祉施設及び飲食店）で特に増加。

⇒ 経済状況が好転している中で、人材不足が顕在化し、安全衛生教育等企業の安全管理体制のほころびが懸念。

	平成25年	平成26年	対前年同期比
死亡者	457人	542人	+85人(+18.6%)
死傷者	58,274人	60,126人	+1,852人(+3.2%)

出典: 死亡災害報告及び労働者死傷病報告

**製造業**〔死亡: 6.7%増(対前年同期比)、死傷: 4.1%増(同)〕

【災害の特徴】

- 食料品製造業が全体の約3割を占める。
- 特に、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が多発。

食品加工用機械のメンテナンスの例 ⇒



**建設業**〔死亡: 32.1%増(対前年同期比)、死傷: 3.2%増(同)〕

【災害の特徴】

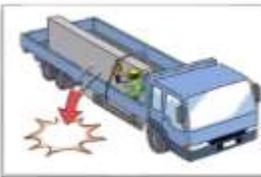
- 高所からの「墜落・転落」、建設機械による「はさまれ・巻き込まれ」での死亡災害が前年同期に比べ、約3割増加。



**陸上貨物運送事業**〔死亡: 47.1%増(対前年同期比)、死傷4.0%増(同)〕

【災害の特徴】

- トラックからの荷の積み下ろし時の「墜落・転落」〔毎年1万人程度(約7割)被災〕による死傷災害が多発。



**第三次産業**〔死傷: 2.9%増(対前年同期比)〕

〔小売業: 6.4%増(同)、社会福祉施設: 4.7%増(同)、飲食店: 5.9%増(同)〕

【災害の特徴】

- 職場内での「転倒」、無理な動作による「腰痛」等が多発。(4割弱が「転倒」と「腰痛」)



## 4. 厚生労働省における取組

(1) 産業界全体(約250団体)に対して、平成26年8月5日に緊急要請

① 経営トップの参加の下に、安全衛生活動の総点検と、労使・関係者が一体となった労働災害防止活動を実施すること。

[主な取組]

- ① 職場の安全パトロールの実施
- ② (法令上義務のない事業場での) 安全担当者の配置による安全活動の推進
- ③ 雇入れ時教育の徹底



② 労働災害が増加傾向にある業種において、具体的な取組を実施すること。

[取組の例]

- ・安全対策実施状況の自主点検(食料品製造業、陸上貨物運送事業)
- ・災害増加要因に着目した安全パトロール(建設業)

(2) 労働局、労働基準監督署において、以下の取組等を重点的に実施

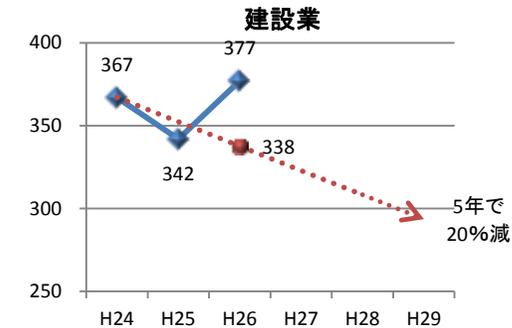
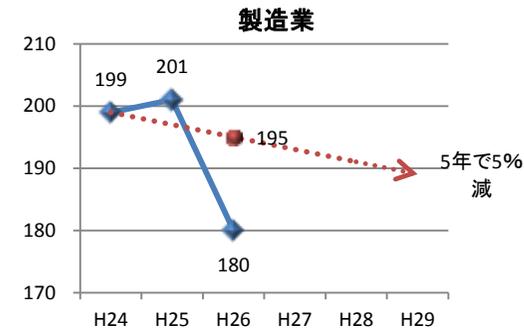
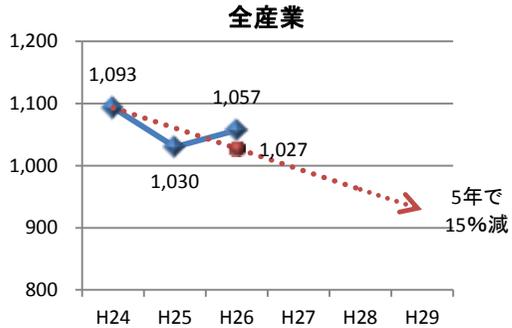
- ・事業場の自主点検結果等を踏まえた改善指導を実施。
- ・労働災害防止団体、業界団体等と連携した安全パトロールを実施。

# 5. 第12次労働災害防止計画に関する状況（平成26年確定値）

- 【全体目標】 ○ 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる（平成24年比）。  
 ○ 平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少させる（平成24年比）。

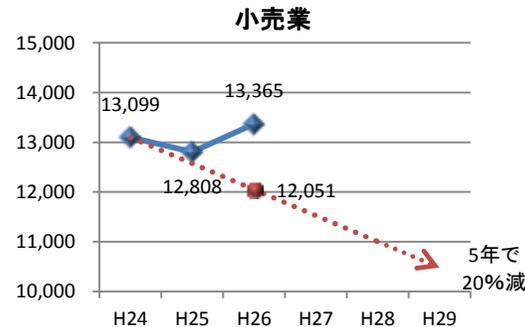
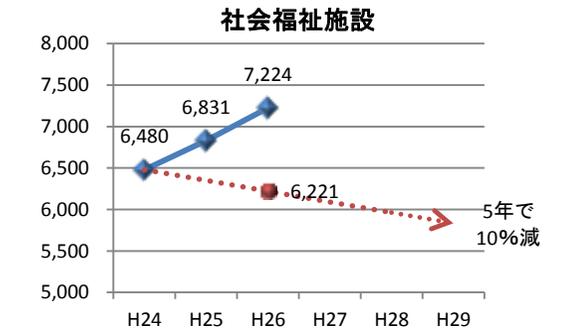
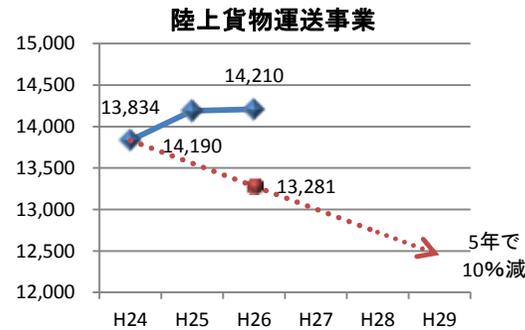
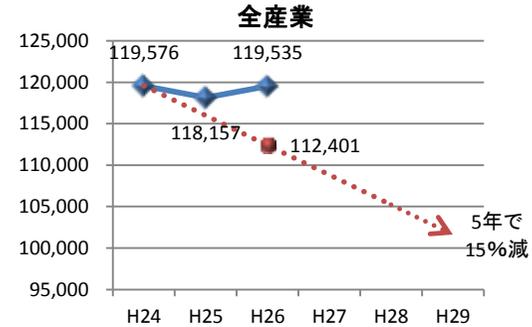
## 死亡災害

- 平成24年比3.3%の減少
- 製造業では平成24年から9.5%減少した。建設業では平成24年よりも増加した。



## 休業4日以上の死傷災害

- 平成24年比0.03%の減少
- 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店のいずれも、平成24年より増加した。

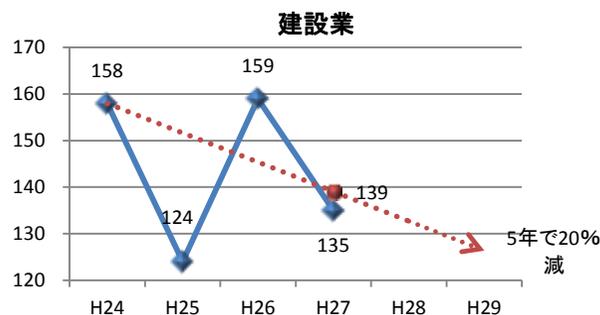
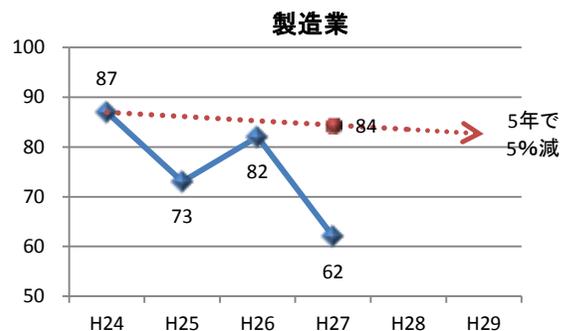
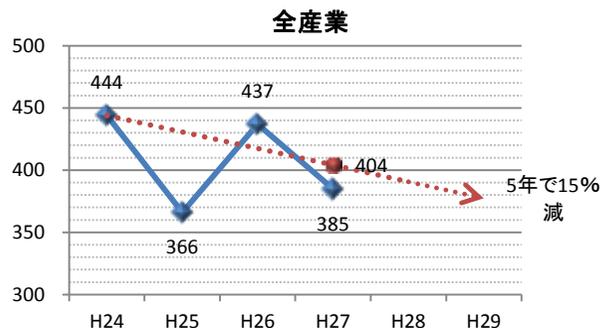


# (今年の状況)第12次労働災害防止計画に関する状況(6月末日速報値の比較)

- 【目標】 ○ 平成29年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる(平成24年比)  
 ○ 平成29年までに、労働災害による**死傷者数(休業4日以上)**を**15%以上減少**させる(平成24年比)

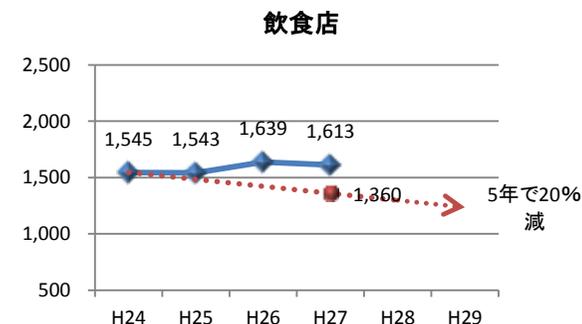
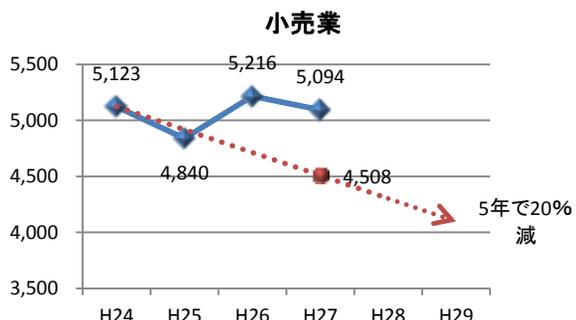
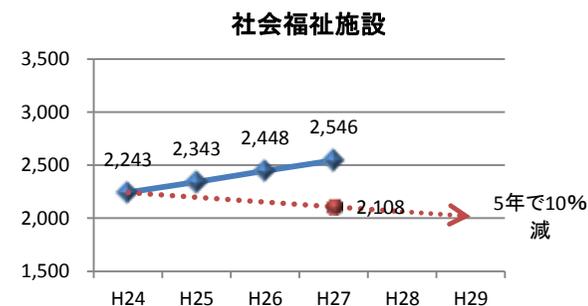
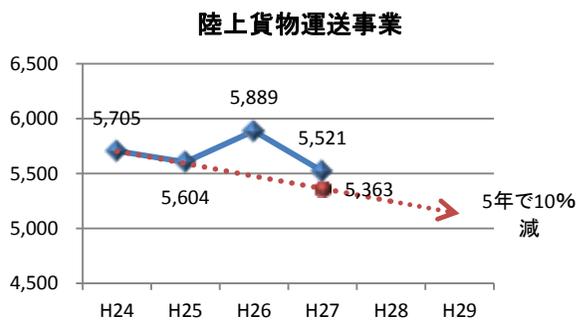
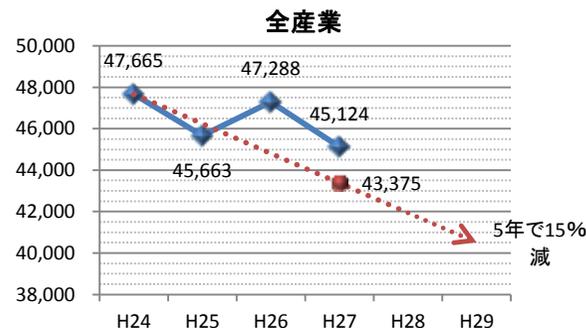
## 死亡災害

- 平成24年よりも13.3%減少
- 製造業は同28.7%減少
- 建設業は同14.6%減少



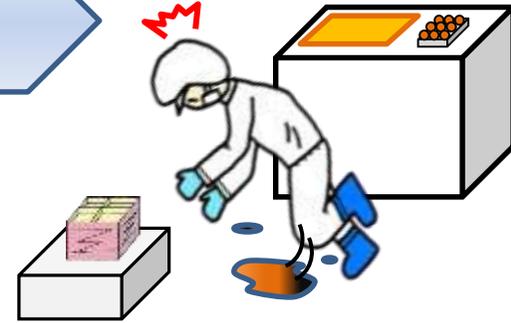
## 休業4日以上の死傷災害

- 平成24年よりも5.3%減少
- 陸上貨物運送事業は同3.2%減少、小売業は同0.6%減少
- 社会福祉施設は同13.5%増加。飲食店は同4.4%増加



## (Ⅱ) STOP！転倒災害プロジェクト2015

### 1. 概要



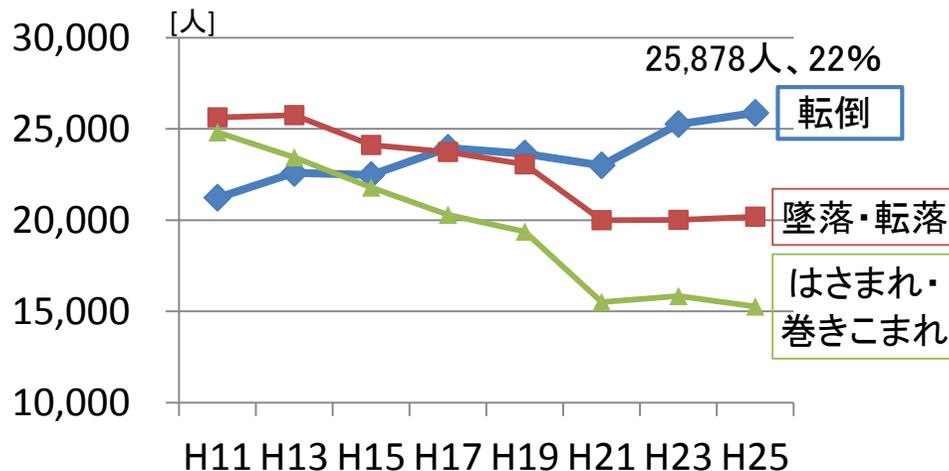
- 転倒災害は休業4日以上<sup>の</sup>死傷災害の2割以上を占め災害の種類の中では最も件数が多い。  
特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合に、その災害の程度が重くなる傾向にある。
- 今後、労働力人口の高齢化が一層進行することが見込まれ、国、関係団体、事業場において転倒災害防止対策に取り組むもの。

(平成27年1月20日から12月31日まで)

## 2. 課題(背景)

### 1. 転倒災害の発生状況

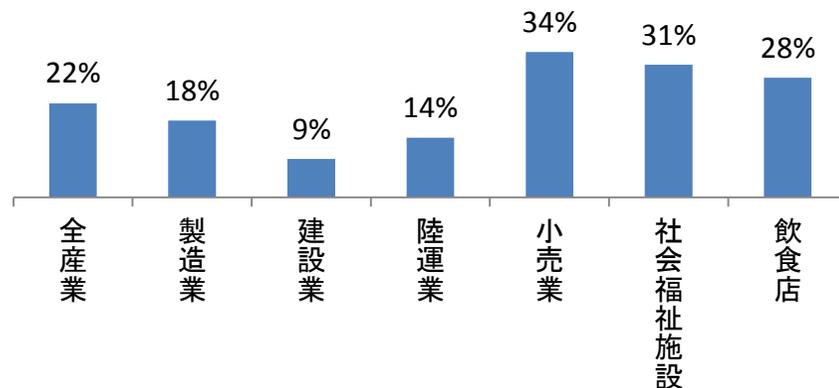
主要な事故の型の中で、転倒災害が増加



出典:労働者死傷病報告

転倒災害は、第三次産業で高い割合

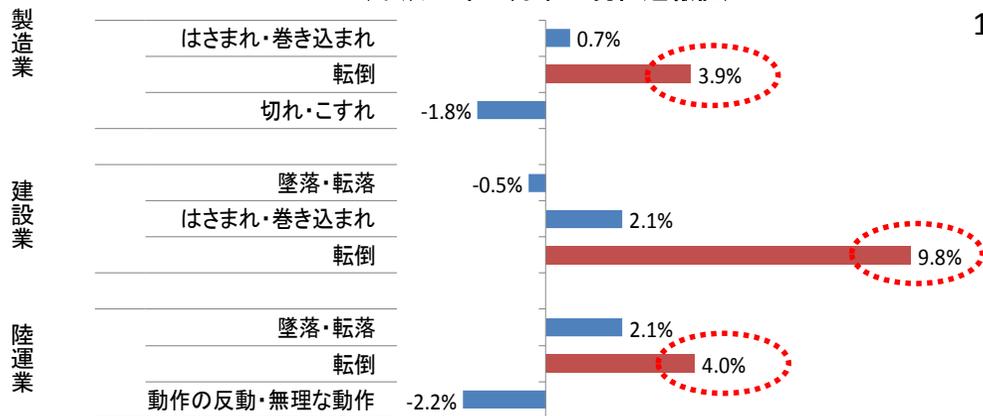
死傷災害のうち、転倒災害が占める割合(H25)



出典:労働者死傷病報告

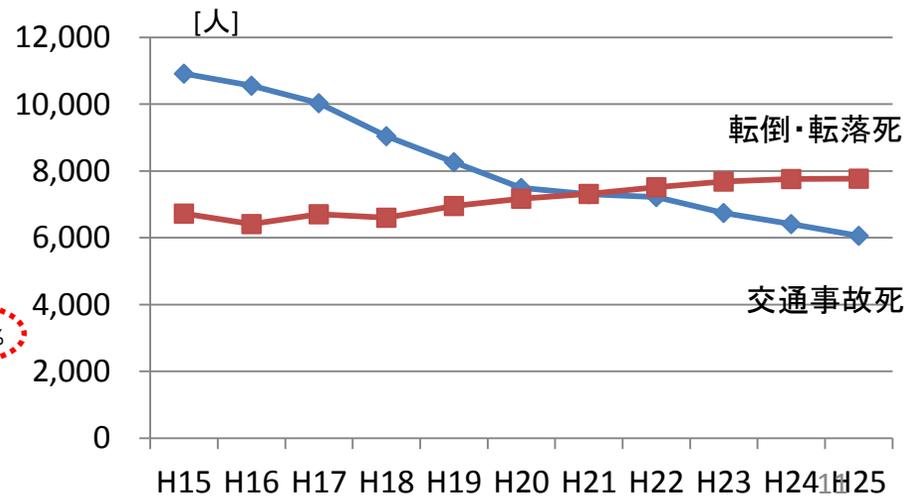
安全衛生活動が活発な業種でも、転倒災害は増加

死傷災害の前年同期からの増減状況  
(平成26年12月末日現在速報値)



出典:労働者死傷病報告

日常生活でも、転倒・転落死は交通事故死より多い



出典:人口動態統計

### 3. 対策

#### 1 趣旨

転倒災害は災害の種類の中では最も件数が多い。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合にその災害の程度が重くなる傾向にある。

今後、労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれることから、事業場における転倒災害防止対策の徹底により、安心して働ける職場環境を実現する。



#### 2 期間

平成27年1月20日から12月31日まで

(転倒災害が多発する2月と、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。)

主 唱 者		実 施 者
厚生労働省	労働災害防止団体	各事業場
<b>【実施事項】</b> ① <u>周知啓発資料</u> 等の作成、配布 ② <u>STOP！転倒災害特設サイト</u> の開設 (i) 効果的な対策、好事例の紹介( <u>チェックリスト</u> を含む) (ii) <u>保護具等・セミナー</u> の案内 (iii) <u>積雪、凍結期</u> 等の対策 ③ 業界団体等への <u>協力要請</u> ④ <u>チェックリスト</u> を活用した事業場への指導【主に2月、6月】	<b>【実施事項】</b> ① 会員等への <u>周知啓発</u> ② 事業場への <u>指導援助</u> ③ <u>セミナー</u> 等の開催、教育支援 ④ <u>テキスト、周知啓発資料</u> 等の提供 ⑤ 保護具等の普及促進	重点取組期間(2月、6月)を中心に、 <u>チェックリスト</u> を活用した <u>職場の総点検</u> を行い、安全委員会等での調査審議等を経て、職場環境を改善する。 <b>【主な転倒防止対策】</b> ① <u>段差・継ぎ目等の解消、4Sの徹底</u> (床面の <u>油汚れ</u> や <u>水濡れ、障害物の除去</u> ) ② <u>照度の確保、危険箇所の表示</u> 等の「見える化」の推進 ③ <u>安全な歩き方、作業方法</u> の推進 ④ 作業内容に適した <u>保護具</u> の着用の推進 <b>【冬季における転倒災害防止対策】</b> <u>気象情報</u> を活用した <u>リスクの低減、危険マップ</u> の作成等

## Ⅱ 労働安全衛生法の改正

### 概要

- 労働安全衛生法の一部を改正する法律案は、平成26年6月19日に国会で可決・成立し、平成26年6月25日に公布された。
- 化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため改正である。

# 改正労働安全衛生法（平成26年6月25日公布）の概要

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

## 2. ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

## 3. 受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

## 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

## 5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止

## 6. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加

## 7. 外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

# 労働安全衛生法改正の施行スケジュール

	26年度				27年度			28年度
	6月25日	9月	12月	4月	6月	12月	4月	6月
(計画届(88条1項)の廃止 (電動ファン付き呼吸用保護具)		○9/16 政令・省令 審議会に諮問	<b>H26年12月1日施行</b>					
(外国検査・検定機関の登録)		○9/16 政令 審議会に諮問	○2/16 省令 審議会に諮問 (3/24答申)		<b>H27年6月1日施行</b> ・外国検査・検定機関 ・特別安全衛生改善計画 ・受動喫煙防止			
(特別安全衛生改善計画制度の創設)			○2/16 省令 審議会に諮問 (3/24答申)					
(受動喫煙防止の努力義務化)								
(ストレスチェック制度の創設)			○2/16 省令 審議会に諮問 (3/24答申)				<b>H27年12月1日施行</b>	
(リスクアセスメントの義務化)								<b>H28年6月1日施行</b> ・リスクアセスメント ・ラベル
(ラベル成分削除)					○5/20 省令 審議会に諮問 (5/20答申)			
(ラベル対象物拡大) ※政令改正事項(H25.12の審議会建議に記載)								

# (I) ストレスチェック及び面接指導の実施

## 1. 概要

心理的な負担の程度を把握するための検査

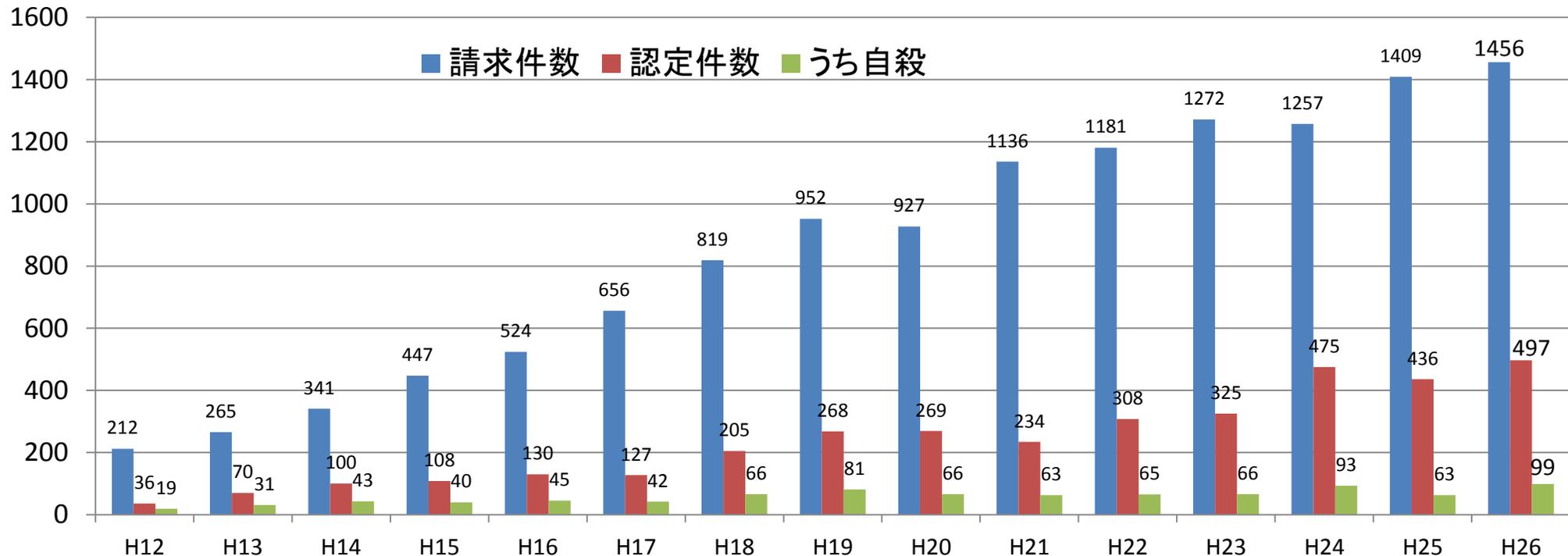
- 平成26年度の精神障害に関する事案の労災請求件数は、1,456件と過去最多
- 労働者がメンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止するためには、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることが重要
- このため、ストレスチェック制度を創設(平成27年12月施行)し、メンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)の取組みを強化

## 2. 課題(背景)

### 精神障害等の労災補償状況の推移

- 平成26年度の精神障害に関する事案の労災請求件数は、**1,456件で過去最多**。
- 支給決定（認定）件数は、前年度比**61件増の497件で過去最多**。
- 支給決定（認定）された**497件**のうち、未遂を含む自殺件数は**99件で過去最多**。

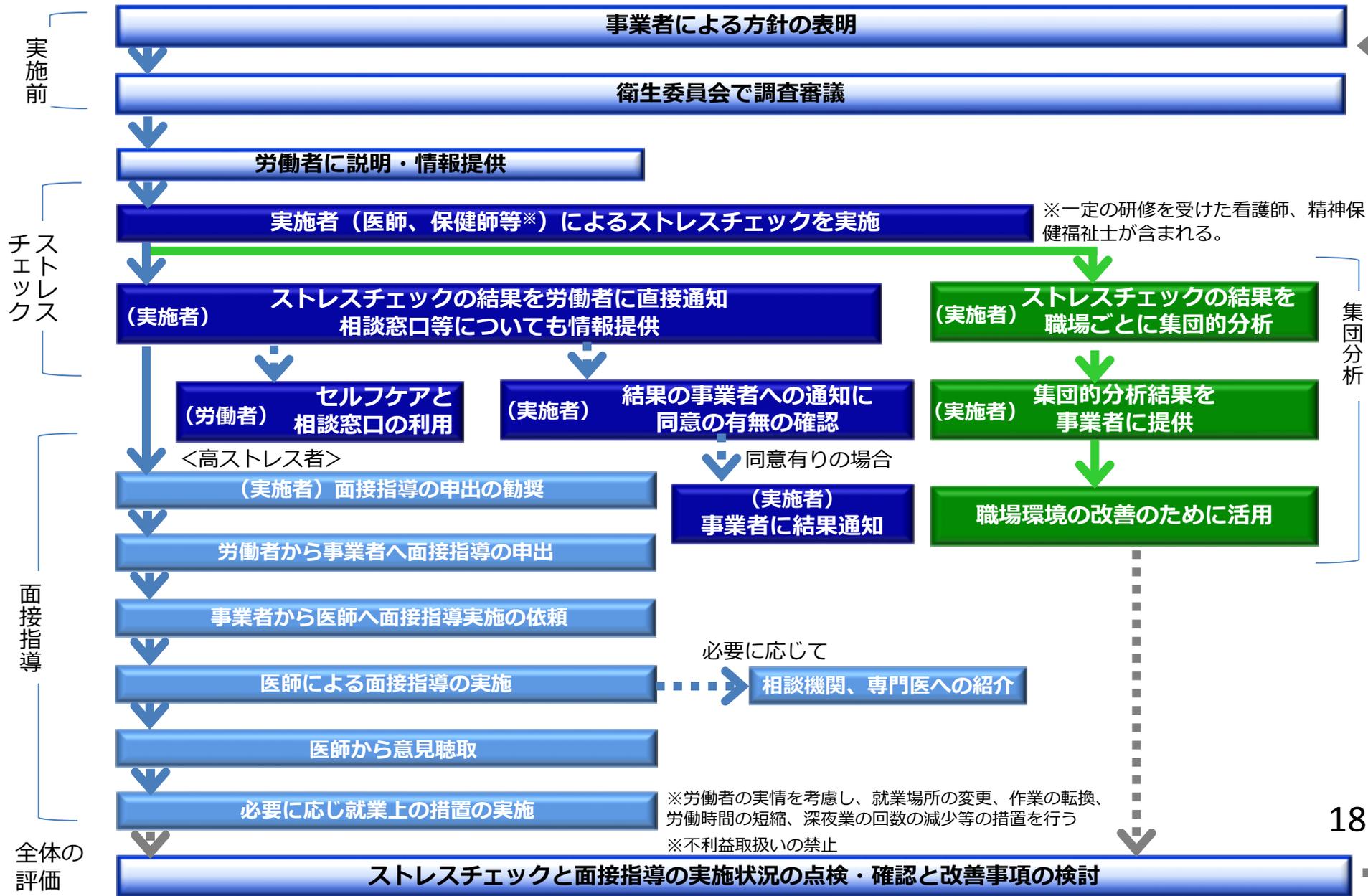
[件]



### 3. 改正内容

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することを事業者に義務付け  
(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることを事業者に義務付け

# ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



# ストレスチェック及び面接指導の実施

## ストレスチェック

- 検査の対象者は、常時使用する労働者。
- 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を推奨。
- 検査の頻度は1年ごとに1回実施。
- 労働者の受検義務はないが、原則として全員が受けることが望ましい。
- 労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務。

### 【実施者】

ストレスチェックの実施者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士。

## 面接指導

- 面接指導の対象者は、ストレスチェックの結果、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者。
- 労働者から面接指導の申出があった場合に実施。
- 面接指導実施後、面接指導を実施した医師から就業上の措置等に関する意見を聴く。

# 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
2. 時間内に仕事が処理しきれない
3. 一生懸命働かなければならない
4. かなり注意を集中する必要がある
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
7. からだを大変よく使う仕事だ
8. 自分のペースで仕事ができる
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
12. 私の部署内で意見のくい違いがある
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
14. 私の職場の雰囲気は友好的である
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
16. 仕事の内容は自分にあっている
17. 働きがいのある仕事だ

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた     |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ      |
| 3. 生き生きする   | 9. だるい        |
| 4. 怒りを感じる   | 10. 気がはりつめている |
| 5. 内心腹立たしい  | 11. 不安だ       |
| 6. イライラしている | 12. 落ち着かない    |

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 13. ゆううつだ        | 22. 首筋や肩がこる   |
| 14. 何をするのも面倒だ    | 23. 腰が痛い      |
| 15. 物事に集中できない    | 24. 目が疲れる     |
| 16. 気分が晴れない      | 25. 動悸や息切れがする |
| 17. 仕事が手につかない    | 26. 胃腸の具合が悪い  |
| 18. 悲しいと感じる      | 27. 食欲がない     |
| 19. めまいがする       | 28. 便秘や下痢をする  |
| 20. 体のふしぶしが痛む    | 29. よく眠れない    |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする |               |

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司
2. 職場の同僚
3. 配偶者、家族、友人等

あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

4. 上司
5. 職場の同僚
6. 配偶者、家族、友人等

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司
8. 職場の同僚
9. 配偶者、家族、友人等

D 満足度について

1. 仕事に満足だ
2. 家庭生活に満足だ

【回答肢(4段階)】

- |                                       |
|---------------------------------------|
| A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう                 |
| B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった |
| C 非常に／かなり／多少／全くない                     |
| D 満足／まあ満足／やや不満足／不満足                   |

※労働省委託研究「労働の場におけるストレス及びその健康影響に関する研究」(平成7年度～11年度)(班長 加藤正明)

# プライバシー保護・不利益取扱いの防止

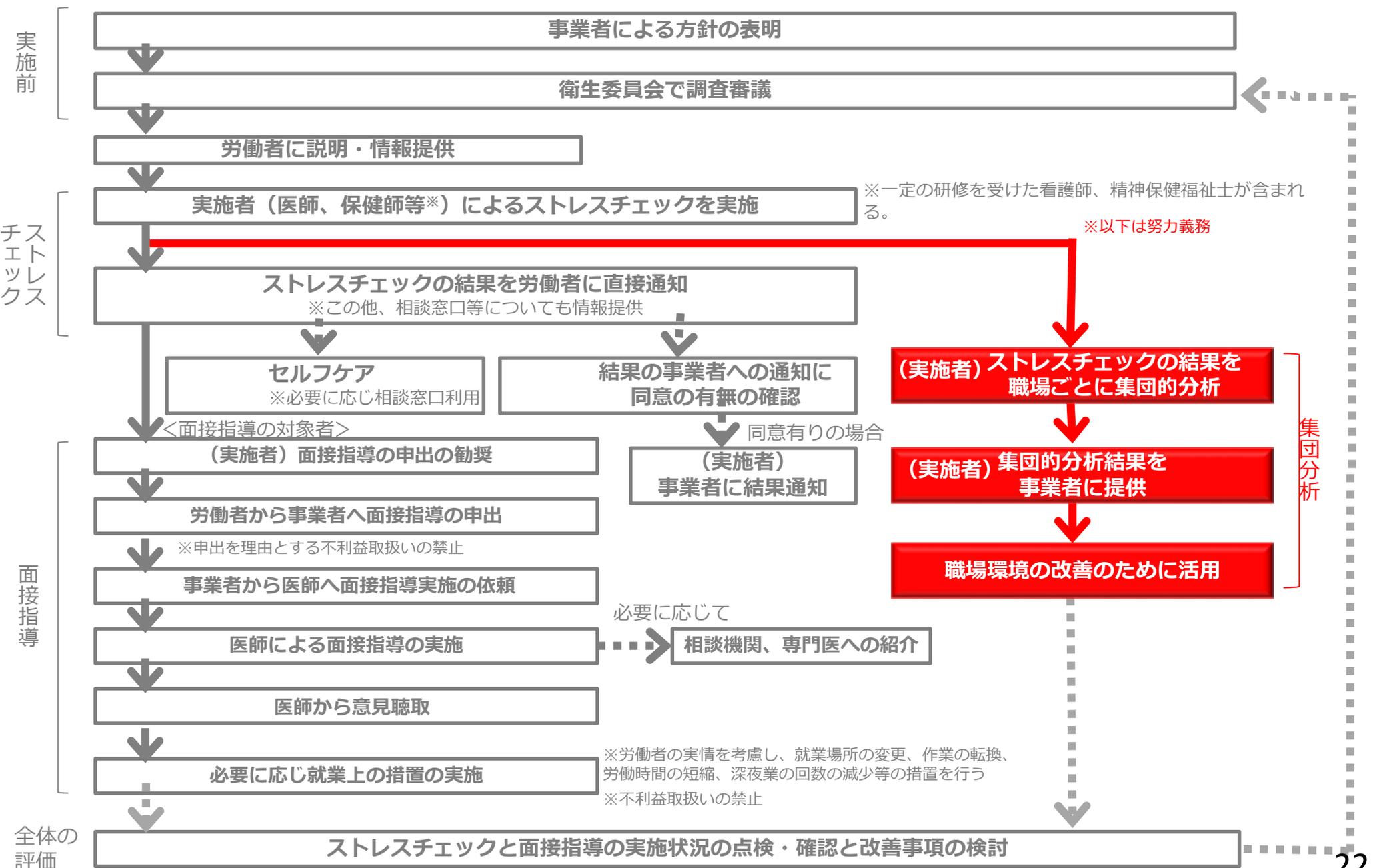
～ストレスチェック及び面接指導を安心して受けていただくために～

- ① 労働者の同意なく、結果を事業者に通知することは禁止  
(法第66条の10第2項)
- ② 面接指導を申し出たことによる不利益取扱いは禁止  
(法第66条の10第3項)
- ③ 実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らすことは禁止  
(法第104条) ※罰則あり

ストレスチェックや面接指導で禁止される不利益な取扱い

- ① 次のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うこと
  - ・ ストレスチェックを受けないこと
  - ・ ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
  - ・ 医師による面接指導の申出を行わないこと
- ② 面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと

# ストレスチェックと集団分析



# ■ 集団ごとの集計・分析の実施等（集計・分析の対象）

## 省令

○事業者は、一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

○事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 通達

○ 「一定規模の集団」とは、職場環境を共有し、かつ業務内容について一定のまとまりをもった部、課などの集団

## 指針

○集団ごとの集計・分析の結果を事業者に提供するに当たっては、当該集団の労働者個人の同意を取得する必要はない。

○集計・分析の単位が10人を下回る場合には、集計・分析の対象となる全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者が集計・分析の結果を提供してはならないものとする。ただし、個々の労働者が特定されるおそれのない方法で集計・分析を実施した場合はこの限りでない。

## (Ⅱ)化学物質のリスクアセスメントの実施

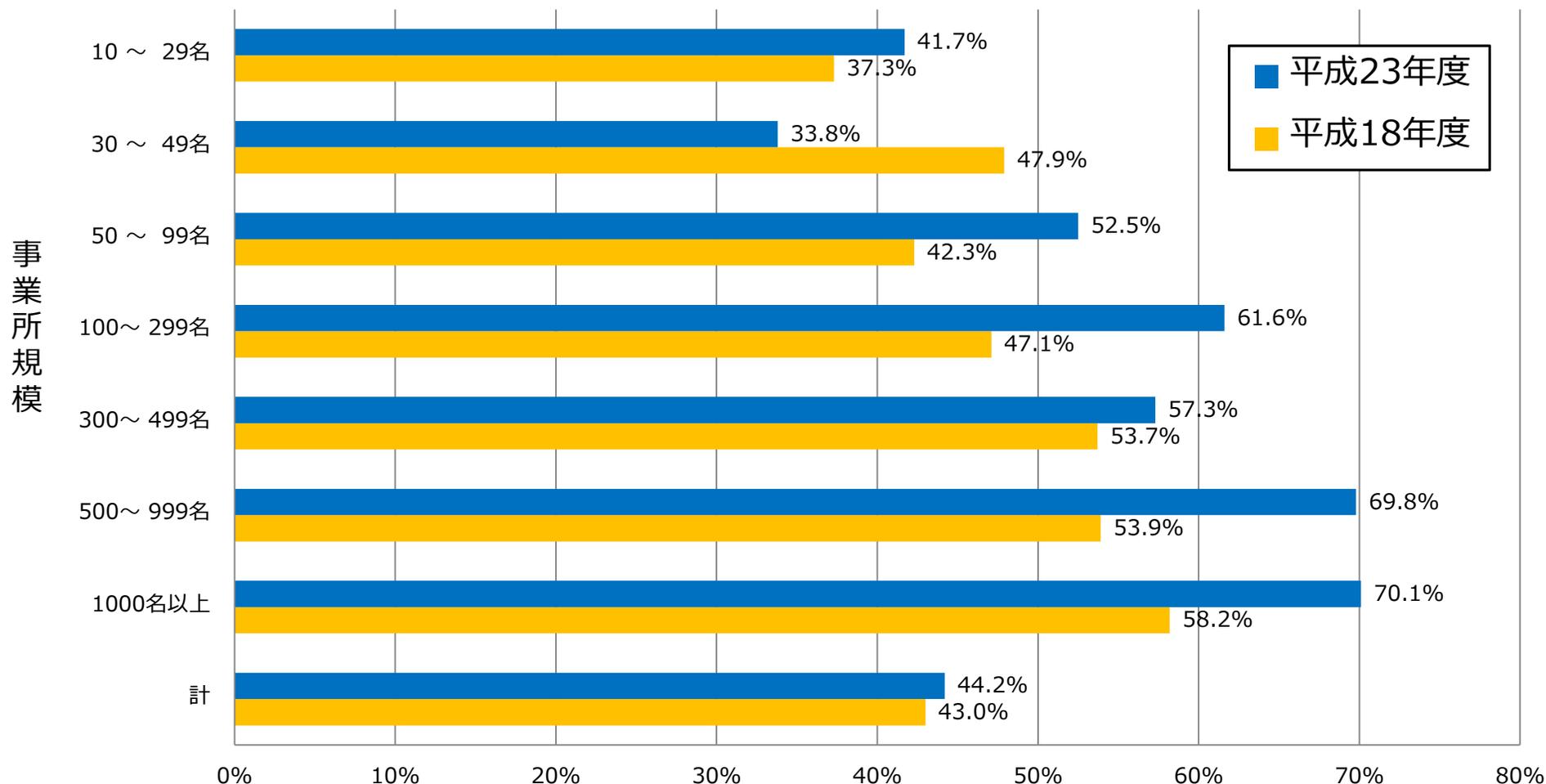
### 1. 概要

- 印刷事業場での洗浄作業に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案を踏まえ、人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要がある。
- このため、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがある化学物質（安全データシート(SDS)交付が義務づけられた640物質）について、譲渡・提供の際に容器等に表示を義務付けるとともに、リスクアセスメントを義務化することとした。

## 2. 課題(背景)

### リスクアセスメント実施状況(事業場規模別)

- 事業場規模別に見ると、500人以上の事業場では約7割、50人未満では3割～4割と中小企業の取組が遅れている。

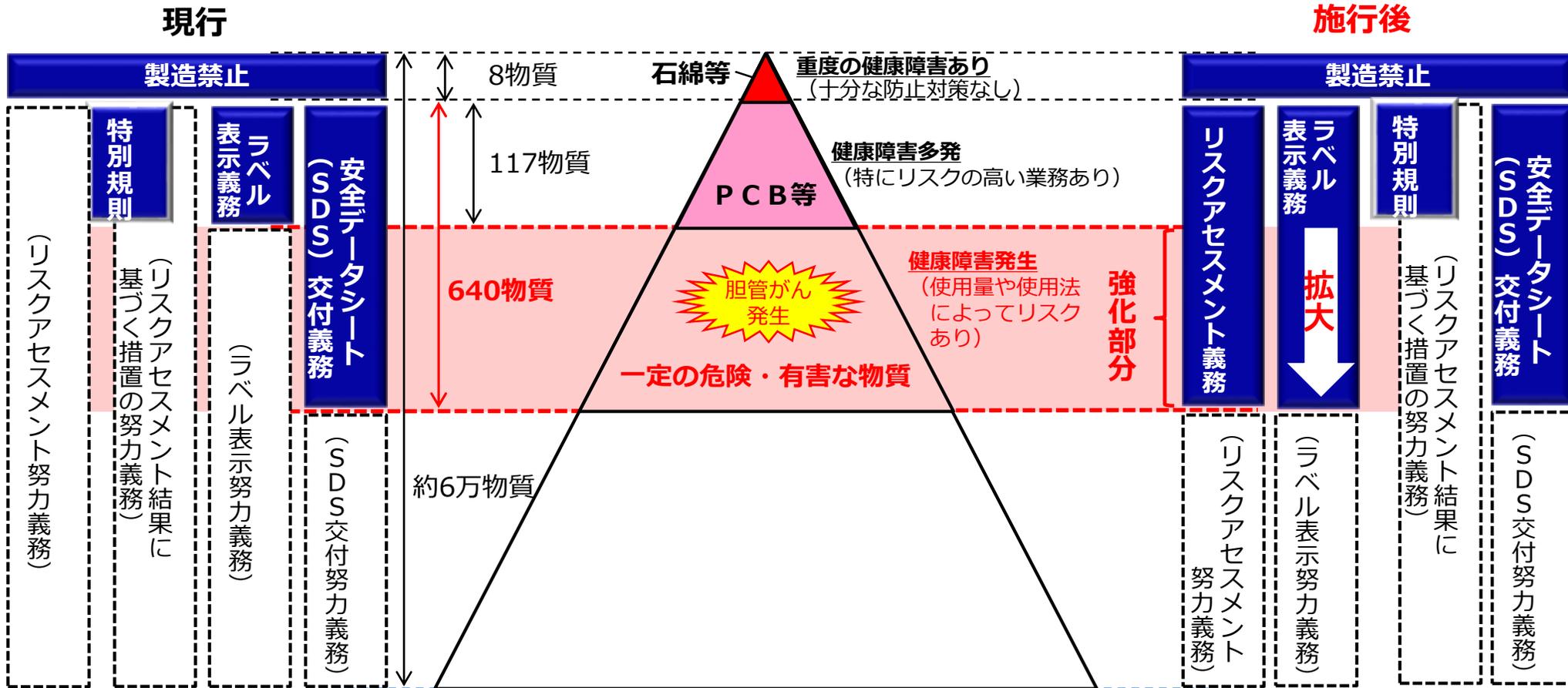


(資料出所) 労働災害防止対策等重点調査報告(平成23年)  
労働環境調査報告(平成18年)

RA実施率 (%)

### 3. 改正内容

## 【化学物質のリスクに応じた規制の体系】



# リスクアセスメントのフロー

## 実施時期

化学物質を新規に採用するとき、作業方法又は作業手順を新規に採用・変更するとき等

## (※) リスクとは・・・

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生する可能性の度合を組み合わせたもの

## リスクアセスメントの流れ

化学物質等による危険性又は有害性の特定

以下の情報を入手し、危険性又は有害性を特定する。

- ・安全データシート（SDS）、仕様書、機械・設備の情報
  - ・作業標準書、作業手順書
  - ・作業環境測定結果
  - ・災害事例、災害統計
- 等

特定された危険性又は有害性による  
リスクの見積り

- ・発生するおそれのある負傷・疾病の重篤度と発生の可能性の度合から見積る。
- ・化学物質等による疾病では、有害性の度合とばく露量を用いる。（ばく露限界も考慮する。）

リスクを低減するための優先度の設定  
リスクを低減するための措置内容の検討

## リスク低減措置の優先順位

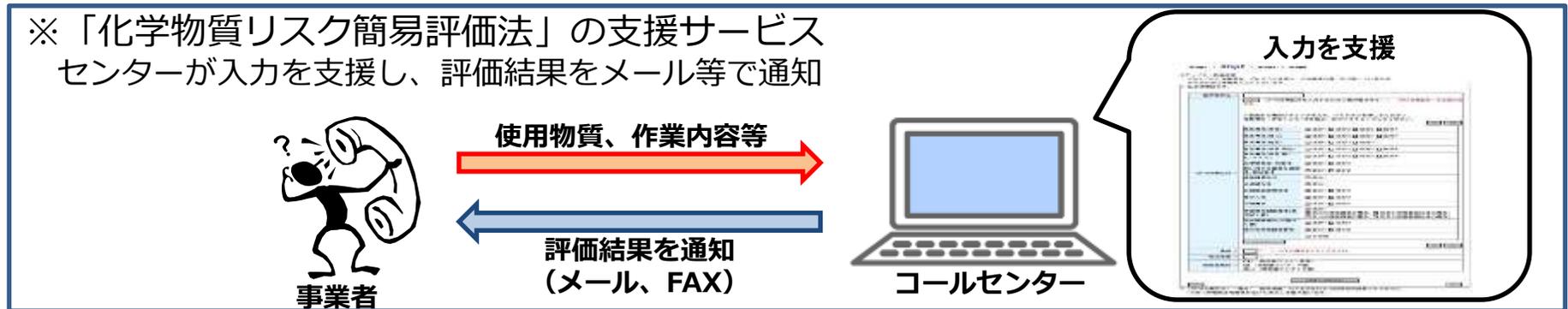
- ①危険有害性の高い化学物質等の使用中止
- ②化学反応プロセス等の運転条件の変更等
- ③工学的対策（局所排気装置の設置等）
- ④管理対策（マニュアル整備等）
- ⑤個人用保護具の使用

優先度に対応したリスク低減措置の実施

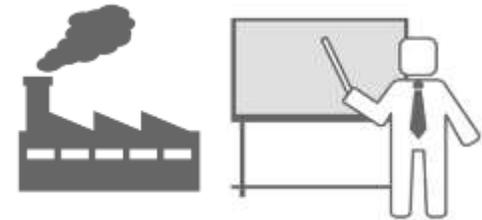
# リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



(1) 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付



(2) 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援  
事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援



(3) 好事例集の作成・公表  
リスクアセスメント実施の参考となる好事例を作成・公表



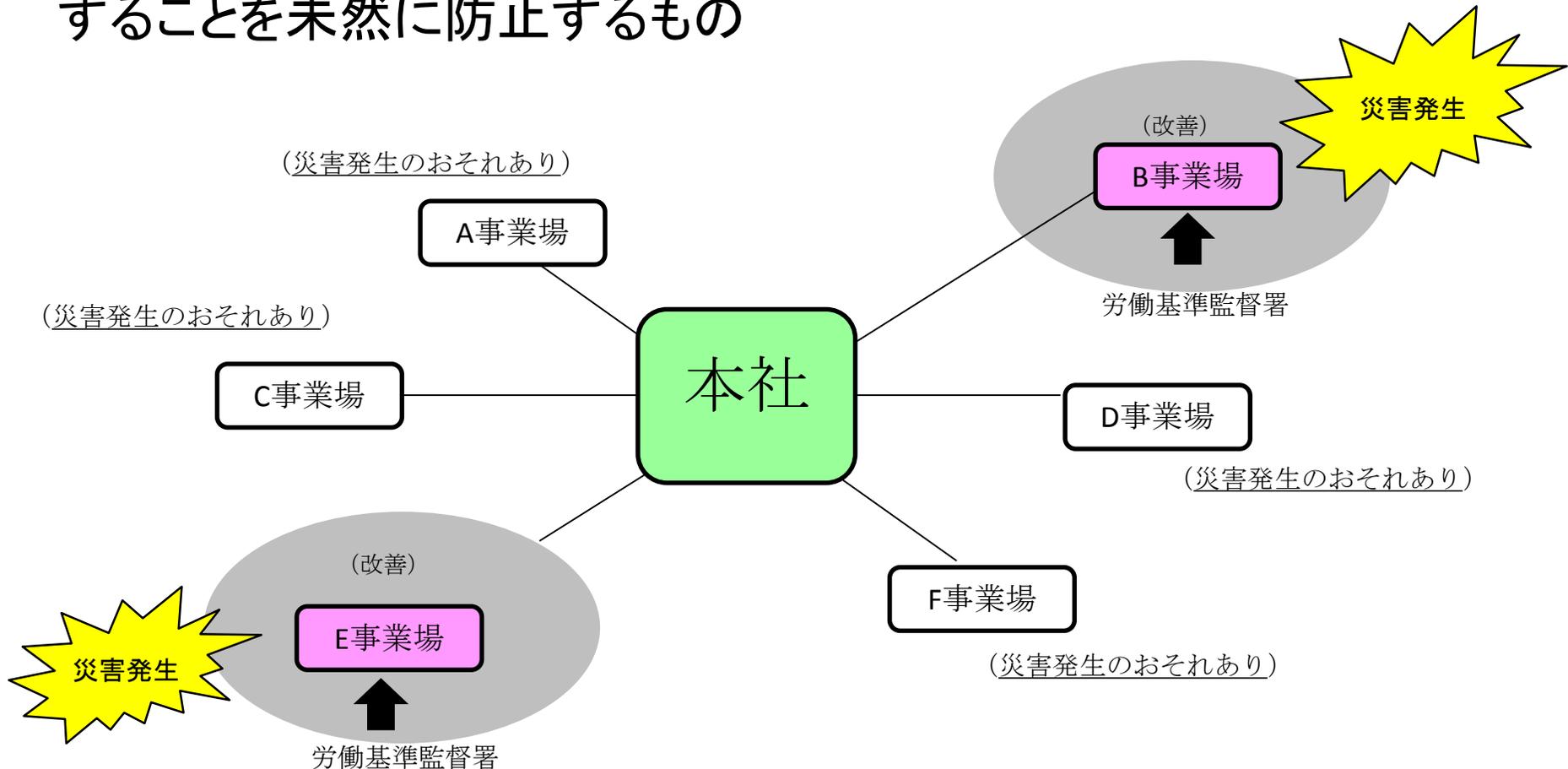
## (Ⅲ) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

### 1. 概要

- **同様**の重大な労働災害が**同一企業**の複数の事業場で繰り返し発生する事案が散見されており、このような事案については、企業全体での改善が必要である。
- 厚生労働大臣は、**重大な労働災害を複数発生させた場合**において、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する**改善計画を作成**し、これを**厚生労働大臣に提出すべきことを指示**することができる。
- **企業が計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合**などに厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを**勧告**し、**勧告に従わない場合はその旨を公表**することができる。

# (特別安全衛生改善計画制度について)

- 従来は、災害を発生させた事業場への対応が中心
- 本制度では、同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で発生することを未然に防止するもの



## 2. 課題(背景)

### ○ 繰り返される同様の死亡災害の事例

企業	業種	発生事業所	災害の概要	起因物	災害の型
A社	造船業	A造船所	パレット(1.3トン)をクレーンで降ろす作業中、吊り具がパレットに掛かりパレットが移動し、被災者が移動したパレットにはさまれて死亡した。	クレーン	はさまれ
		B造船所	鋼板12枚を、クレーンで移動させる作業中、クレーンが走行し、鋼板がクレーンに引きずられ、被災者が移動してきた鋼板と架台の間にはさまれて死亡した。	クレーン	はさまれ
B社	建設業	C支店	道路舗装工事中に、工事箇所を終点を確認していた被災者が、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれ死亡した。	掘削用機械	激突され
		D支店	道路舗装工事のためのアスファルト路面剥ぎ取り作業準備のため、道路内でスプレーによるマーキングを行っていた被災者が、後退してきたダンプトラックに轢かれ即死した。	トラック	激突され
C社	卸売業	E支店	派遣先の入出荷エリアの中2階において、出荷された日用品の仕分け作業中、スタッククレーンと搬送台車の荷の取り合いの開口部から約5m下の1階床面に墜落し死亡した。	開口部	墜落
		F支店	倉庫内において、フォークリフトに乗って、ラックに置かれた商品を取り出す作業中、約4mの高さから墜落し死亡した。	開口部	墜落

### 3. 改正内容

#### 第78条（特別安全衛生改善計画）

厚生労働大臣は、**重大な労働災害**として厚生労働省令で定めるもの※<sup>1</sup>（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、**重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合**として厚生労働省令で定める場合※<sup>2</sup>に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

※1 死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当するおそれのある労働災害

※2 同一企業において、労働安全衛生法等の法令違反により、同様の重大な労働災害を3年以内に複数の事業場で発生させた場合

# 【特別安全衛生改善計画の流れ】

- 同一企業内で、安全衛生関係法令に違反し、同様の重大な労働災害が繰り返し発生
- 労働災害が繰り返し発生した後も、企業として改善に取り組んでいない

厚生労働大臣が企業に対し「全社的な改善計画」の作成を指示

計画を作成

計画が著しく不適當

厚生労働大臣が計画の変更を指示

計画を実施

計画を変更

計画の実施状況を確認

実施しない

厚生労働大臣が勧告

作成しない

変更しない

従わない

企業全体で改善！

企業名を公表

## (Ⅳ) 労働安全衛生に関する優良企業公表制度

### 1. 概要

- 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業の自主的な取組を促進し、労働者の安全や健康に対する社会全体の意識を高めていく必要がある。
- 労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のホームページ等により、広く企業名を公表する

## 2. 課題(背景)

### ○労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)(抜粋)

#### 2 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

##### (1) 安全衛生水準の高い企業の評価・公表

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業の自主的な取組を促進し、労働者の安全や健康に対する社会全体の意識を高めていく必要がある。

##### (対策の方向性)

ア 企業の安全衛生水準を国が客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入することが適当である。また、高い評価を得た企業に対する優遇措置を設けることが適当である。

イ 仕組みを導入するに当たっては、国は評価方法について専門家の意見を十分に聴くとともに、業種ごとの安全衛生水準の状況や、中小規模事業場の状況を十分に勘案するべきである。

### 3. 具体的な内容

## 1. 労働安全衛生に関する優良企業公表制度 ～労働安全衛生対策を頑張っている企業を応援～

### ○制度の概要

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度

### ○実施日

平成27年6月1日～

### ○認定企業におけるメリット

- ・健康・安全・働きやすい優良企業であることのPR
- ・求人情報に記載しPR
- ・優良マークを広報、商品に使用

### ○制度のイメージ

企業



自己診断で一定基準を満たす



厚労省のHPで自己診断



本社管轄労働局への申請書類の作成

### <安全衛生優良企業評価基準>

- ・労働安全衛生の組織体制があり、全社的取組がなされていること
- ・従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ・従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ・従業員の過重労働対策を促進していること  
(有給休暇の取得促進、時間外労働削減の取組なども評価)
- ・(危険作業がある業種は) 安全活動が実施されていること

### <優良マーク>



※優良企業と評価された企業にはマークのデータをお渡ししますので有効にお使い下さい。

申請



労働局



書類審査、ヒアリング調査(必要時のみ)の実施

認定



厚生労働省のHPに企業名を公表

## 2. 安全衛生優良企業の評価項目の概要

安全衛生優良企業の評価項目の概要	
必要項目① (過去3年の企業の状況)	労働関係法令の重大な違反が無い 労働災害発生状況等が同業種平均に比べ低い 法令違反を理由に国から企業名を公表されていない等
必要項目② (現在の企業の取組)	安全衛生に取り組む組織体制の整備 企業のトップも含む全社的な取組
評価項目 (企業の積極的な取組の評価)	安全衛生活動の推進のための取組 健康保持増進対策 メンタルヘルス対策 過重労働防止対策 受動喫煙防止対策 安全対策(リスクアセスメント等)(製造業・建設業等に限る)

### 優良企業認定基準

- ・必要項目①、②をすべて満たす
- ・評価項目について、以下を満たすこと。
  - 評価項目全てを満たした場合の合計点と比して
  - (i) 各取組・対策ごとには、いずれも6割以上※
  - (ii) 全体としては、8割以上

※健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全対策の各項目

### 3. 安全衛生優良企業評価のトライアル結果

企業	結果	評価
製造業(輸送用機械) 従業員数万人	○全ての条件を満たす	適
製造業(金属製品) 従業員数百人	×安全衛生の取組の見える化 ×健康保持増進の取組	否
金融広告業 従業員数万人	○全ての条件を満たす	適
商業(小売) 従業員数万人	×健康保持増進の取組	否
コンサルタント業 従業員数百人	×安全衛生の取組の見える化	否
教育研究 従業員数千人	○全ての条件を満たす	適

「安全衛生の取組の見える化」や「健康保持増進の取組」等が十分でない企業も見られたが、今後の取組により認定基準を満たすことが十分可能であり、業種や規模によらず安全衛生に係る積極的な取組を進めることにより、認定基準を満たすことは可能

### 4. 安全衛生優良企業認定状況

平成27年6月1日～30日認定分

やまこう建設株式会社(鳥取県、建設業)

全国初認定